

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		支払方法変更の記載の消除
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 7 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合 はその理由)	以下の要件のいずれかに該当すること。  (1)滞納している保険料を完納したとき。 (2)滞納額が著しく減少したとき。 (3)災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合 はその理由)	申請日より 3 0 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
備 考		